様式第１号

排　水　放　流　承　認　申　請　書

令和　　 年　　 月　　 日

北上川沿岸中田地区土地改良区

理　事　長 　千　葉　 武　男　 殿

申請人　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電　話　　　　　　　（　　　　　）

　　下記のとおり、排水を放流したいので関係書類を添えて申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 放　流　場　所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地　先 |
| 水　　路　　名 |  | 排水の種類 |  |
| 建築物の種類 |  | 敷地面積 | ㎡ | 建築床面積 | ㎡ |
| 浄　化　槽　の規　模　構　造 | 人槽 | 形式構造及び処理方法 | 別紙図面のとおり |
| 排　　水　　量 | 1. 合併浄化槽より　　　　　　　１日当り　　　　　　　　　　　㎥
2. そ　の　他　　　　　　　　　１日当り　　　　　　　　　　　㎥

計　①　＋　②　＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 使　用　開　始予定年月日 |  令和 　　 年 　　 月 　　 日 |
| 承　認　期　間 | 承認の日から令和　　年　３月３１日まで |
| 添　付　書　類 | 一　般住　宅 | 案内図，公図，配置図，建築平面図，し尿浄化槽に関する調書，排水経路図（当土地改良区管理水路まで）浄化槽及び雑排水処理槽構造図，同意書 |
| 工　場その他 | 上記添付書類のほか，カタログ，計画図，作業内容，契約書，水質分析表，誓約書 |

承　認　条　件

　１　市において、下水道設備を施工の際は下水道に接続し放流すること。

　２　本土地改良区が排水施設について立入検査するときは、これに応ずること。

　３　本土地改良区の設計に基づいて水路浚渫、藻刈り及び雑草木刈払いを行う場

合には、協議の上その費用の一部を負担すること。

　４　本土地改良区の規程に基づき排水負担金及び手数料を納入すること。

　５　既納の排水負担金及び手数料は返還しないものとする。

　６　排水施設の変更又は排水量を変更する場合には、直ちに変更承認申請書を提

出し、承認を得ること。

　７　排水の放流を中止したときは、直ちに届出ること。

　８　本土地改良区管理施設に被害を及ぼした場合は、損害を補償し、又、各条の

規定に違背した時は停止することもある。

　９　その他必要がある場合は、協議に応ずること。

北土改承認第　　　　 号

令和　　 年　　 月　　 日

　　　　上記の条件を付し承認いたします。

　 　 　　　　登米市中田町石森字駒牽238-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北上川沿岸中田地区土地改良区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　長　 千　葉　 武　男